

旧市営物見山第1住宅跡地売却に係る事業者公募プロポーザル 質疑応答(H29.10.26現在)

No.	質 疑	回 答
1	(4)土地利用における遵守項目のエについて、横断道路を2か所設ける事とありますが、物件の最北端に位置している道路をその中の1か所としてカウントできますか？	本計画地の最も北側に設ける横断道路を1箇所目と数えてください。
2	当該エリア内に土砂災害警戒区域が含まれていますが、切土等を行う事により、土砂災害計画区域の見直しがされることはありますか？	土砂災害警戒区域は地形要因に基づき区域指定が行われるため、地形に変化がある場合は区域の範囲の変更および指定区域の解除の可能性があります。
3	開発内に設ける公園はフラットであるという規制はありますか？例えば、多少傾斜(法面)にして芝生で仕上げる等の事は可能でしょうか？	開発区域内に設ける公園については、災害時等に一時的な避難目標地となる広場や防災施設等を設置することを想定しているため、公園有効面積は平坦性の確保が必要です。
4	造成工事の結果、地盤の高さなどに変化が生じた場合、土砂災害警戒区域の指定が外れることはありますか。また、条件などあれば知りたい。	土砂災害警戒区域は地形要因に基づき区域指定が行われるため、地形に変化がある場合は区域の範囲の変更及び指定区域の解除の可能性があります。 なお、土砂災害警戒区域は新潟県で指定します。指定の条件等については、国土交通省ホームページ( <a href="http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm">http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm</a> )や新潟県ホームページ( <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/sabo/1195056529748.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/sabo/1195056529748.html</a> )等をご確認ください。
5	公園部分について、公園とする部分は買取らずに造成だけを行うなど負担の軽減はできないでしょうか。	ご質問の内容については対応できません。なお、順守項目で求める公園等の公共用地の造成及び市への帰属に係る負担については、売却基準価格の算定にあたり減額条件に含み当該基準価格を決定しています。
6	北側(現況通路)に面して犬の進入禁止の看板があるが、近隣との取り決めなどありますか。また、過去にトラブルなどあれば教えていただきたい。	本市と近隣との取り決めなどはなく、トラブルについても市が把握しているものではありません。また、市営住宅敷地内の日常管理は入居者が行っており、通路に糞尿が残置されたことがあったことから、管理の一環として犬の進入禁止看板を入居者が掲示していることは把握しています。